

「むら」と戦後農政一特に戦後農林官僚機構を中心テーマとして、それを同会員の研究史の中で培かれてきた理論枠組に基づきながら豊富な資料（同会員の論稿からの抜粋）を用いて明らかにしようとするものであつた。報告の内容が村研の永遠のテーマである「『むら』とは何か」という問題、さらに今年度の共通課題と真正面に係わるものだったことから、討論は同会員の所説の内容確認を中心としながら展開し、時折かなり突込んだ議論も交された。紙数の関係上残念ながら討論の全容は紹介できないので、強引ではあるが討論の進行順とは関係なく以下のように討論での主要論点を整理して、紹介することにしたい。

一、「むら」の規定について

報告の中で島崎会員は自身の「むら」についての規定をきわめて明確に行なわれた。これに関しては、高橋会員より「『むら』を理解する場合、報告の中では①前近代的で将来は止揚されるべき要素として捉える場合と、②「日本社会の変らない部分としての基本構造」として捉える場合の二つの方向が示されているようと考えられるが、両者の違いは存在するのか」、また吉沢会員からは、「第一回研究会における今村報告にみられる機能論的な「むら」規定と島崎会員の歴史的規定の仕方とではディメンジョンが異なるのではないか」といった質問や指摘がなされた。これらに対して島崎会員は、「高橋会員の指摘する①と②の相違は確かに存在するし、また機能的な「むら」把握も当然あってよい」としたうえで、「①と②、あるいは歴史的規定と機能的規定とをそれぞれ混用することは厳しく避けなければならない」と強調され、さらに「用語

△討論要旨▽

島崎会員の報告は、一方ではこれまでの研究会においてたびたび提起された同会員の「むら」把握に対する疑問に応えながら、他方では、

柄 沢 行 雄

は体系の中ではじめて成立するものであり、断片的には成立しない。自身はこれまで一貫して「村落共同体」としての「むら」いう用い方をしてきたのであり、それを歴史を超えたシステムティックな把握ではなく、歴史－体系的な把握として明確化してゆく必要がある」とその立場をあらためて明らかにしつつ、村研においてこれまでみられた様々な文脈での「むら」という用語の用い方が議論に混乱を与える、社会科学的な議論の進展を阻害してきたことを言外に指摘された。

二、「むら」の今日的位置づけに関する

第二の論点は、第一の論点と関連するものではあるが、高山会員からの質問として出された戦後の零細土地所有および小商品生産者と村落共同体の問題、さらにそれらの今日的位置づけに関するものであり、高山会員と島崎会員との間にかなり突込んだやりとりが行なわれた。

そこで、高山会員の発言の趣旨は概略次の三点に要約されよう。まず、①島崎会員が「遺制に近い残存」とか「零細私的土地位の中では共同体的なものが存在せざるをえない」という場合、それはどのような意味なのか（これは後の高橋会員の「零細地片の私的所有が變らない限り「むら」が残るのは何故か」という質問と対応する）。②改革後の自作農は土地所有からみれば零細私的所有であるが、性格としては小商品生産者として規定されるのであり、農民の労働に対しても低水準ながら一定の社会的評価が与えられていることからすれば、「無償」という論理がどこまで成立するか疑問である。そして、③たとえば大分県の一・五次産業化といった部落ぐるみの再編運動にしても、それは商品経済的な運動

方向をもった編成替えとして行なわれているのであり、商品生産の問題を中心に据えるならば「むら」は非常に小さな、ネガティブな問題として位置づけざるをえないのではないか（この③の論点は後述の「「むら」の止揚」という論点とつながりをもつものであり、これに対する島崎会員の発言もむしろそうした方向でなされている）。

以上のような内容の高山会員の発言に対して島崎会員の見解は次のような趣旨でなされた。①「むら」は単なる感情や慣行といった栗原百寿氏的な意味でも、また単なる遺制ではなく、零細地片の私的所有といふ形で生き続けるのである。つまり、零細所有の自然的結びつき—それだけでは存在できず共同せざるをえない関係—として共同体的性格が存在している。それは具体的には山や水の共同という形で端的に現われたが、それらが今日共同体的な意味での機能を全く失なっている説ではなく、「むら」にいる権利として入会権を持つことが農民の再生産を保障する根拠となっている。むしろ京都などでは新たに「むら」規約を作るなど「むら」の強化とみられるものすら存在する。そして、その点が余田氏など関西の研究者の「むら」認識のひとつとなるのではないか。

②小商品生産といつても資本制生産ではなく、そこで農民の再生産はどんどんぶり勘定で行なわれており、その中で農民の自己労働の評価がどう行なわれているかを問題にして無償労働ということを言っている。すなわち、農家は形態としては核家族化しているかも知れないが、依然として家的（家父長的）性格を残しているのであり、その家という機構、

メカニズムの中で小商品生産者としての労働の評価が「無償化」されている。そうした農民の労働の自立化が未熟であることに無償化の意味があるのである。米価決定に際しても、農民の労働評価—労働報酬部分の評価—が本来は組織された労働者の賃金ベースで行なわれなければならないのに、非常に低い水準で決定されていることが問題なのである。ちなみに、現実には農民が資本主義社会の中で商品生産を行なっているのだから、それは当然無償労働ではありえないということは明らかであり、「無償」という言葉を用いる時は注意を要する。

(3) 農民運動ばかりでなく、商品生産者としての運動・組織化の中でも共同体的なものを止揚することも当然あるし、むしろ農民はそうした方向でやつてゆくべきだ。しかしそこに再編成されたものはもはや「むら」という必要はなく、「新しい農民の組織」—「生産者集団」なり「団体」というべきである。そして、そこでの価格決定は農民の運動組織の中で力を発揮しながら自己労働評価に基づいて行なわれてゆく必要がある。

三、「むら」と農政—農林官僚機構について

明らかなようだ、島崎会員の報告は単なる農政の展開ではなく、戦後の農林官僚機構と「むら」との機構的関連を中心テーマとしていた。これに関する議論として、まず、報告中の「……國家の補助金を物質的基礎とし共同体的な無償労働のうえに寄生する」という場合の「基礎とする」と「寄生する」との原理的な区別はどこにあるのか、という趣旨の高山会員からの質問が出され、島崎会員から「官僚機構のひとつ性格として当然『寄生』という性格があり」、その「寄生」の根拠は農林官

僚機構の場合、「低農産物価格なり農業労働に対する低い評価（正当な評価がなされない）」という局面で行なわれる収奪の上に三段階系統組織という厖大な官僚機構が維持され、一方で補助金が零細土地所有の上に存立する農民を再生産し、逆にそのことによつて農林官僚機構が再生産されるというメカニズムが存在している」ことを求められる。また「零細農と農林官僚機構とを結びつけるひとつの大きな物質的要素として当然補助金の問題がある」その説明がなされた。さらに、「官僚的な補助金体系のもとでの行政機構の中で零細農が体制として維持される」との高山会員の質問に対し、島崎会員は「官僚機構のある程度の合理化や補助金の廃止はあっても、それによって「むら」機構や零細農維持メカニズムが崩壊することはないだろう」との見通しも明らかにされた。

また高山会員は、前に紹介した「むら」の今日的位置づけに関連して「「むら」が村落共同体としての性格をもつていることが現在の農業・農村の中でのいかなる意味をもつてているのか。異質のもの（農林官僚機構リタテと村落共同体リヨコ）を結合させる論理はともかく、事実として農政が「むら」を持ち出さざるをえないという場合、なぜそうなのかはつきりしない。むしろ、農政はそんなものがなくとも可能なのではないか。零細土地所有者としてではなく小商品生産者という規定が農民に与えられるなら、政策としてそこに「むら」をもち出すことの根拠はどこにあるのか」、また討論の終りの部分で安原会員は「農政はたまたま「むら」があるからそれを利用しているに過ぎないのでないか」といった意見をそれぞれ出された。これに対して島崎会員は、「「むら」は農政

を果すうえで今日一定の効用を持つ」という見解を示され、さらに自身の報告の意図をあらためて強調するかのように、「農政を『むら』が表面に出てくるかとないかは別として、農林官僚機構というのは機構全体としては『むら』を前提にしていたと考える。ただ戦前の場合には地主制が存在していたから官僚は前面に出てこなかつたし、問題にならなかつたが、戦後は地主制がなくなつたから全面的に官僚機構が表面化してきた」との考え方を明らかにされた。

一方、現実の農政展開に即した議論として、長谷川会員から「今日の地域農政にみられる土地の集団的利用の推進は、減反政策にみられたような農民の合意形成による互助制度などとは異なる生産力的な側面から農政による『むら』の編成替え的な要素を含むのではないか」という指摘がなされている。これに対しても、島崎会員は「その点は否定しないが、生産力の問題にかかわらず、農民の生活面での様々なボランタリーナ小集団活動なども、『むら』という機構や官僚機構に閉されながら一定の方向にもつてゆかれる契機や危険性が含まれていることを考えてゆかねばならず、そのことが『農政と村落』という課題とも深いところで繋っている」という形で、あくまでも農政機構から農政と村落を問題にしてゆこうとする同会員の視点を明確にされた。

四、「『むら』の止揚」に関して

村研ではかつて「主体的再編成」が論じられたが「『むら』は限りなく形骸化しながらも生き続ける」あるいは「『むら』の死滅」などといった表現にみられる『むら』の展望に関連して、「『むら』の止揚」と

いうことが討論のひとつの論点となっていた。

これに関しては、まず長谷川会員から「現実の農村の動きを見ると、全機構的に規制されながらも内部ではたとえば集団的生産力形成といった形で新しい生産力を形成してゆこうとする動きが存在するが、そうした動きを全機構的なものとの論理的な統合はどう図つていつたらよいか」という方法論的な基本的な問題がなされた。これに対して島崎会員は問題提起の内容で「そうした主体的な動きは否定するものではないが、その場合、その動きのもつ理論的、全機構的な意味を考えてゆく必要がある」と簡単にその基本的姿勢を示される一方で、「そこでいう主体的な再編成の動きは、もはや原理的には『むら』とは異なるものであって、『農民の新しい組織』なり『団体』というべきものだ」という考え方をここであらためて強調された。

その議論をさらに展開させる形で、高橋会員より、報告中に「『むら』の止揚」の方向として「より高次の共同」ということが指摘されているが、何がどう変れば「より高次の共同」なのかとの質問がなされた。これに対して島崎会員は報告での結語を引用されながら、「それは農民の自己労働の集団的組織化が『むら』に代つて運営されてくることが必要であり、その時はじめて私的所有の意味がなくなり、それを基盤として『むら』が果してきた機能がなくなる」と説明されたのちに、「それは運動の問題であり、今日の農民の現状や社会運動の中からそうした動きがすぐ出てくるとは考えられないが、逆にその可能性が皆無であるとも言えない。そして、その責任は革新政党、責任政党なりなんなりにあり、『農民自身が』というのをそら言い換えてよい」との見解

も明らかにされた。これを受けて前述した高山会員や高橋会員からの質問とそれに対するやりとりが行なわれたのであるが、ここでは省略する（2の高山発言、島崎発言の①参照）。また、島崎会員の見解として、「むら」の止揚はただ農民運動の中で農民が組織化されなければありえないということではなく、商品生産者としての運動の中でもありうることとも前述の通り明らかにされていた。

一方安原会員は、逆の視点として「農民は自分達自身の中に『むら』を再生産しなければ、自分達の再生産が不可能なのか」という問い合わせされたが、島崎会員は「農民の側からの自己止揚がない限り、『むら』は生かされ続けてゆくだろう」と強調された。

最後に、司会の高山会員から、報告資料の言葉を引いて、「結局『土地の自主的な管理』ということが新しい『高次の共同』ということに内容的には対応しているのではないか。そして、土地の自主的管理と自己労働の組織化とを対にして考えて『『むら』の死』の問題を理解していくことができるのではないか」とのまとめ的な見解があり、討論のしめ

くくりとして討論では立ち至らなかつた「土地の自主的管理とは何か、という問題に対する島崎会員の見解を求められたが、島崎会員はそれは、研究的立場だけで簡単に出とる筋問題ではなく、責任政党が斗いのなかると考えてゆくが、重要な問題であるだけに、研究者として当然考えてゆく必要はある」と考えてゆきたいと考えている」との発言がなされ討論は締めくくられた。

以上が議論された主要な論点であるが、ひとつ印象として、この要旨の中でもみられるように、今年度の共通課題に対する島崎会員の受け止め方およびそれに基づく報告の意図と、少なくとも研究会出席者のそれとの間にはかなりのズレがあつたように思われる。具体的には、あくまでも戦後の農林官僚機構と「むら」との結合のメカニズムを機構的に明らかにしてゆこうとする島崎会員の意図と、たとえば高山会員にみられるような経済論理から今日の農政とそれがもつ矛盾を捉えてゆこうとする視点との相違が存在し、結果としては必ずしも報告者の意図に沿つた形で議論が深められていったとはいえないような思想をもたざるをえなかつた。また、戦後の零細私的土地位所有の性格規定をめぐる見解の相違が「むら」（村落共同体）の歴史的位置づけに対する見解の相違となつて存在していたようにも思われるが、その意味では村研としてかなり基本的なところでの議論がなされていたことは確かである。

それはともかく、ややもすると農政の「展開」に流される危険性がある今年度の共通課題に対しても、島崎会員の報告はそのひとつの歯止めとしてこれまで必ずしも十分にとりあげられなかつたアプローチの方向を示したことできわめて意義あるものであった。